

事務事業名		固定資産税(償却資産)の賦課事務				☐ 実施計画登載事業 ☐ 総合戦略登載事業																									
政策体系	政策名	017 自立した行政経営の確立				事業期間																									
	施策名	311 健全な財政運営の推進																													
	基本事業名	011 自主財源の確保と公有財産等の適正管理				☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 昭和25 年度～)																									
根拠法令		地方税法等				予算科目 会計 款 項 目 事業 事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)																									
所属	部課名	総務部税務課																													
	課長名	熊澤正彦																													
	係名	資産税係	電話	27-3111																											
担当者		熊谷安希子	内線	155		☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入																									
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 固定資産税賦課期日(毎年1月1日)現在における課税対象償却資産を正確に把握し、適正な評価に基づく固定資産税(償却資産)の賦課を行う事務 主な業務は以下のとおり 年末 ①申告対象者を把握(11月)、②申告対象者へ申告書を発送(12月) 年始 ①申告書を受理、②申告内容の審査及び内容確認、③申告内容を電算入力(2月) 3月 ①電算による賦課計算、②各種帳票の出力及び内容確認、③納税通知書を袋詰 4月 ①納税通知書を発送、②測定、③総務大臣配分及び県知事配分に係る通知書を受理、 ④通知書による更正処理 事業費は人件費のみ																															
全体計画(※期間限定複数年度のみ) <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">総投入量 (千円)</td> <td rowspan="5">事業内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費計(A)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人件費</td> <td>正規職員従事人数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延べ業務時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人件費計(B)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トータルコスト(A)+(B)</td> <td>0</td> </tr> </table>								総投入量 (千円)	事業内訳	国庫支出金		都道府県支出金		地方債		その他		一般財源		事業費計(A)	0	人件費	正規職員従事人数		延べ業務時間		人件費計(B)	0	トータルコスト(A)+(B)		0
総投入量 (千円)	事業内訳	国庫支出金																													
		都道府県支出金																													
		地方債																													
		その他																													
		一般財源																													
	事業費計(A)	0																													
人件費	正規職員従事人数																														
	延べ業務時間																														
	人件費計(B)	0																													
トータルコスト(A)+(B)		0																													

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

償却資産申告書を発送・受理し、申告内容の審査・固定資産(償却資産)評価額の算出及び賦課・測定を行った。平成29年度も28年度に引き続き、東日本大震災により被災した償却資産の代替償却資産に係る固定資産税の減額を行った。

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

前年度と同様

② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等

償却資産の所有者

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

固定資産税(償却資産)の適正な賦課及び測定を行う。

④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)

自主財源の確保を図る。

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 申告件数	件
イ 納税通知件数	件
ウ 東日本大震災による減額件数	件

⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 固定資産税の納税義務者数(償却資産)	人
キ	
ク	

⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

名称	単位
サ 固定資産税額(償却資産)	千円
シ 総賦課件数に占める更正の割合	%
ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

			年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)	
			単位							
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千 円						
			都道府県支出金	千 円						
			地方債	千 円						
			その他	千 円						
			一般財源	千 円						
			事業費計 (A)	千 円	0	0	0	0	0	0
	人件費		正規職員従事人数	人	3	3	3	3	3	3
			延べ業務時間	時 間	540	540	540	540	540	540
			人件費計 (B)	千 円	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
			トータルコスト(A)+(B)	千 円	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
⑤活動指標		ア	件	1,091	1,082	1,033	1,100	1,100	1,100	
		イ	件	590	611	611	630	630	630	
		ウ	件	305	189	97				
⑥対象指標		カ	人	1,554	1,585	1,573	1,600	1,600	1,600	
		キ								
		ク								
⑦成果指標		サ	千円	580,157	537,958	514,503	435,800	392,300	353,100	
		シ	%	28.30	13.58	17.51	10.00	10.00	10.00	
		ス								

事務事業ID	0037	事務事業名	固定資産税(償却資産)の賦課事務
--------	------	-------	------------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
昭和25年に地方税法が制定されたことによる。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？
課税情報の公開の促進等を背景に、固定資産税制度や資産評価に対する納税者の関心が高まっており、適正な事務執行や丁寧な説明が求められている。また、東日本大震災の発生に伴い各種の特例措置が創設されており、被災者の負担軽減を図るため適正、迅速な対応が必要になっている。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
議会からは、適正・公平な賦課と安定的な税収の確保が求められている。

2 評価の部(SEE)＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 適正課税により、自主財源の確保に結びつく。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 地方税法の規定に基づく市の固有事務である。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 地方税法及び大船渡市税条例に規定がある。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】 地方税法及び大船渡市税条例の規定に基づく事務であり、向上の余地はない。また、更正の割合であるが、国や県からの配分通知が当初賦課後になる等、やむを得ず更正が発生する場合があります、現状よりも割合を減少させることは困難である。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 地方税法及び大船渡市税条例の規定に違反するとともに、自主財源の確保ができなくなる。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 事業費を計上していないため、この欄は該当なし。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 申告書の発送・収受及び異動・賦課処理を短期間で行っており、適正な事務を行う上でも現状の人員及び業務時間を削減する余地はない。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 地方税法及び大船渡市税条例の規定に基づく事務であり、公平・公正である。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性		(2) 改革・改善による期待成果 左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止		
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等 特になし		

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		●	×
	低下		×	×

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	更正割合を出来るだけ少なくするため、公平性を確保できるよう広報での周知を図るとともに、土地現況調査時の把握や職員等からの新規企業の情報提供など、引き続き適切な手段を講じながら、現状どおり継続して事業を実施する。